

最近のドイツ・欧州環境規制の動向 ～WEEE/RoHS指令を中心に～

製品安全・環境委員会 環境問題研究部会
部会長 八木 茂良



A MEIの製品安全・環境委員会 環境問題研究部会では、数年前から欧州のWEEE指令及びRoHS指令に関する情報を収集し、部会での情報交換や外部講師を迎えての勉強会を開催し、会員会社へタイムリーに情報を提供するなど、製品を製造・販売する際の専門知識の習得や事業リスクの低減に寄与するよう努めてきました。

欧 州の上記二つの指令のうち、WEEE指令は平成17年8月13日に発効しています。EU加盟各国は国内法を制定して対応する必要がありますが、国により様々な事情があるため、スタートの足並みは決して揃っていません。しかし、自社が販売する商品の廃電気・電子製品については、分別回収してリサイクルする義務がすでに発生しています。一方RoHS指令は、EU加盟国で上市される電気・電子製品について特定有害化学6物質の含有量を規制するもので、本年7月1日以降は製品(部品)の生産時点からの対策が必要となっており、そのための対応期間も残り少なくなってきました。

こ のような状況を踏まえ当環境問題研究部会では、ドイツ・ケルン在住の環境コンサルタント(ドイツ・欧州環境規制調査)である望月浩二氏を今回講師にお迎えし、「最近のドイツ・欧州環境規制の動向 -WEEE/RoHS指令を中心に-」と題して講演をして頂きました。現地に在住され、環境の業務をされている方のお話を聞く機会は極めて少なく、非常に有益な勉強会となりましたので、以下、講演会の概要を報告致します。

講 演会は去る4月25日(火)、静岡県浜松市のアクティシティ浜松・研修交流センターにて28名の参加者を得て開催されました。講演会では、ケルン市清掃局が全世界に配付した「廃電気・電子機器の回収」を説明するチラシの紹介から始まり、主にドイツ国内法の「電気・電子機器法(独語略称: ElektroG)」の詳細、製造者の義務発効予定や対象製品、廃棄物処理企業が製品の製造販売者の代行をするサービス等について説明がありました。

具 体的には、製造者は、分別収集のためのシンボルマークを電気・電子製品に表示する義務が課せられ、それらの廃製品を分別回収し、材料のリサイクルや部品の再使用をすること等が義務付けられていますが、それだけでなく、リサイクル資金の保証義務も負っ

ています。特定有害化学物質における6物質に関しては、鉛・水銀・六価クロム・PBB・PBDEについては0.1重量%以下に、カドミウムについては0.01重量%以下の含有にする必要があり、部品の製造時から対策が求められているため、素材や部品製造者との連携が非常に重要になっています。

以 上が講演の概要ですが、その他、電気・電子機器製造業界にとって重要な電池リサイクル指令、エネルギー使用製品に関するEuP指令、IPP指令(包括的製品政策)についての説明もありました。

講 演会終了後も熱心に講師に質問する風景も見られ、これらの指令に対する関心の高さを感じました。



部会長 八木 茂良



講師 望月浩二氏

